

「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の一部改正の概要について

1 改正の内容

環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」及び「地下水の汚濁に係る環境基準」の一部の項目について、測定方法が変更されたことに伴い、標記条例規則を一部改正し、土砂基準及び水質基準を同様に変更するものです。

1. 「土砂基準」を定めた別表第1の測定方法を下表のとおり変更

項目	測定方法
全シアン	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
六価クロム	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
総水銀	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	環境基準告示付表3及び排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表3に掲げる方法
PCB	環境基準告示付表4に掲げる方法
チウラム	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ふっ素	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注 ² ）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合には、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
1,4—ジオキサン	環境基準告示付表8に掲げる方法

2. 「水質基準」を定めた別表第2の測定方法を下表とおり変更

項目	測定方法
全シアン	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
六価クロム	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
総水銀	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	環境基準告示付表4に掲げる方法
チウラム	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ふっ素	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注 ² ）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
1,4—ジオキサン	環境基準告示付表8に掲げる方法

2 改正の適用

改正後の新基準は、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年愛媛県規則第29号）の公布・施行の日（令和元年11月26日）から適用されます。